



彩の国



埼玉県



はじめに

近年、地球規模の環境問題に対する県民の関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など緑地の有する環境保全機能が従来以上に注目され、都市における緑地の重要性は更に深く認識されているところです。

このため、公園や道路などの公共施設における緑の確保はもとより、県民や事業者の皆様の積極的な協力が不可欠なものとなっております。

こうしたことから、埼玉県では建築行為を契機として、行政、県民及び事業者の皆様それぞれが緑を創出していくことにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図ることを目的に「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化計画届出制度を施行しています。

この制度により、平成 17 年 10 月に施行してから約 1,280ha（令和 6 年 3 月末現在）の緑を創出しています。

これから建築を予定される皆様には、是非、この手引書をご活用いただき、埼玉県の緑の創出にご協力くださいますようお願いいたします。



目次

届出の対象	1
1 敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合	1
2 「建築確認」の申請または「計画通知」を要する建築を行う場合	2
手続きのフロー	3
その他留意事項	4
緑化計画届出書等の作成・提出方法	5
1 緑化計画届出書	5
2 緑化計画変更届出書	7
3 緑化完了報告書	8
緑化の基準	10
1 緑化を要する面積	10
2 接道部の緑化	11
3 高木植栽本数	11
緑化を要する面積の算出方法等	12
1 樹木による緑化	12
2 芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化（地上部及び建築物上）	15
3 草花その他これに類する植物による緑化（地上部及び建築物上）	16
4 ツル植物による緑化	17
5 樹木と水辺が一体となっている緑化	19
6 ベランダの緑化の取扱い	19
7 太陽光発電装置を設置している場合の取扱い	20
8 その他	21
付録	23
1 緑化計画届出書等の作成例	23
2 緑化樹木としてよく使われている在来植物（抜粋版）	34
3 Q&A	35
4 用語解説	37
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、同条例施行規則（一部抜粋）	40
各種届出・相談先	47

届出の対象

埼玉県では、以下の2点を満たす場合に、一定の基準を満たす緑化計画を作成し、県に届け出ていただくことを義務付けています。

- 1 敷地面積が 1,000 m² 以上の場合
- 2 「建築確認」の申請または「計画通知」を要する建築を行う場合

1 敷地面積が 1,000 m² 以上の場合

敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、緑化計画届出書の作成・提出が必要です。

ただし、以下の場合を除きます。

- さいたま市で建築行為を行う場合。
- 次の市で建築行為を行う場合かつ、敷地面積が 3,000 m² 未満となる場合。
川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市、ふじみ野市
- 工場立地法第 6 条第 1 項の特定工場の敷地の区域
- 都市緑地法第 34 条第 1 項の緑化地域
- 都市緑地法第 39 条第 2 項の地区計画等緑化率条例により、緑化率の最低限度が定められた区域

適用除外となる区域について

- 具体的な適用除外となる区域は、以下の県 HP をご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html>
- 届出対象外の区域の緑化に関する基準や様式等については、各市町村の担当部署にお問い合わせください。



2 「建築確認」の申請または「計画通知」を要する建築を行う場合

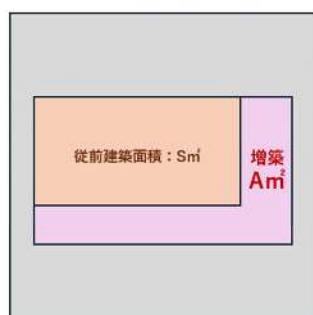
建築基準法第 6 条及び同法第 6 条の 2 による「建築確認」の申請、または建築基準法第 18 条による「計画通知」を要する建築（新築・増築・改築・移転）を行う場合、緑化計画届出書の作成・提出が必要です。

ただし、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更は含みません。

また、以下の場合を除きます。

- 自己の居住のための専用住宅の建築
- 建築基準法第 85 条第 6 項に規定する建築（仮設建築物の建築）
- 知事が届出を要しないと認める建築
 - ※ 敷地内の大部分が既存の緑で、既存の緑を改変しない場合。必ず事前に所管の環境管理事務所に相談してください。
- 従前建築面積の 1.2 倍以内の増築・改築
 - ※ 1.2 倍を超えない増改築とは、従前の建築物の水平投影面と重ならない部分が、従前建築面積の 2 割以内の増改築をいいます。大規模な増築や従前の建築物の大部分を除去して行う改築を予定される場合には、必ず所管の環境管理事務所に相談してください。
 - ※ 従前建築面積の 1.2 倍以内であっても、従前の建築位置との重なり方によっては届出が必要となります。従前の建築物を全部撤去する改築を予定される場合などは、必ず事前に所管の環境管理事務所に相談してください。
(従前の建築面積、建築位置が基本となります。)

【例1】1.2倍を超える場合（増築）



$$S \times 1.2 < S + A$$

届出必要

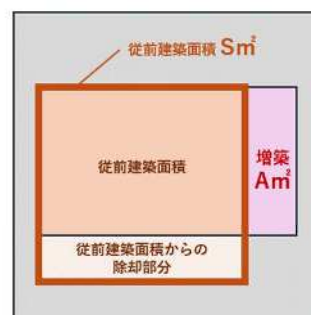
【例2】1.2倍を超えない場合（増築）



$$S \times 1.2 \geq S + A$$

届出不要

【例3】1.2倍を超えない場合（除却と増築）



$$S \times 1.2 \geq S + A$$

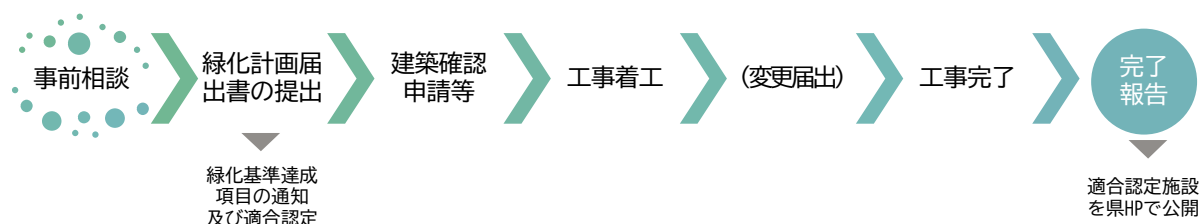
届出不要

…増改築時増築部分

…従前建築面積からの除却部分

手続きのフロー

緑化計画の策定から完了までは次のような流れになります。



① 事前相談

「緑化計画届出書」(以下、届出書)の提出時に必要な書類に準じて、できる限り書類を作成してください。

電話等により環境管理事務所担当者と日時を調整の上、事前相談をしてください。

② 緑化計画届出書の提出

①の事前相談を行った環境管理事務所に、届出書を提出してください。

③ 緑化基準達成項目の通知と緑化計画の適合認定

緑化基準項目の達成状況を事業者宛て通知し、緑化基準項目を全て達成している場合は、「適合」している旨の認定も行い、事業者宛て通知します。

また、上記の適合認定を受けた計画は、緑化完了報告書の受付後に以下の3点を県HPで公開します。

①施設名(市町村名)、②施工主名、③完了報告年月日

④ 建築確認申請等

緑化計画届出書の提出後、建築基準法第6条及び同法第6条の2による「建築確認」の申請、または建築基準法第18条による「計画通知」の提出を行ってください。

⑤ 工事着工

⑥ 緑化計画変更届出書の提出

届け出た計画に変更が生じた場合は、届出書を提出した環境管理事務所に相談の上、「緑化計画変更届出書」を提出してください。環境管理事務所で内容等を確認した後、受付印を押して「緑化計画変更届出書(副本)」を交付します。

⑦ 緑化完了報告書の提出

届出書を提出した環境管理事務所に「緑化完了報告書」を提出してください。環境管理事務所で緑化の完了を確認した後に、受付印を押して「緑化完了報告書(副本)」を交付します。

必要に応じて、現地での確認も行い、完了後も県の職員による事後確認を行うことがあります。

すべての手続きをオンライン手続で行うことができます。

- 事前相談・各種届出・完了報告はオンラインで手続できます。
- オンラインで手続を行う場合の手順等については、県HPをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html>



その他留意事項

(1) 緑化計画届出書の届出を怠った場合

緑化計画の届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、条例に基づく勧告を行う場合があります。また、罰則が適用される場合があります。

(2) 緑化計画の認定の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、緑化計画の「適合」の認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

- 緑化完了報告の内容が緑化計画と異なるとき。
(緑化基準を満たしていた緑化計画が、完了時に緑化基準を満たさなくなった場合など。)
- 緑化完了の内容が確認できないとき。
- 勧告によってもなお緑化完了報告を行わないとき。

(3) 緑化完了報告後の維持管理

緑化計画に基づき創出した緑については、条例第 31 条において適切な維持管理に努めなければならないこととなっています。皆様の努力により創出していただいた緑を適切に維持管理してください。

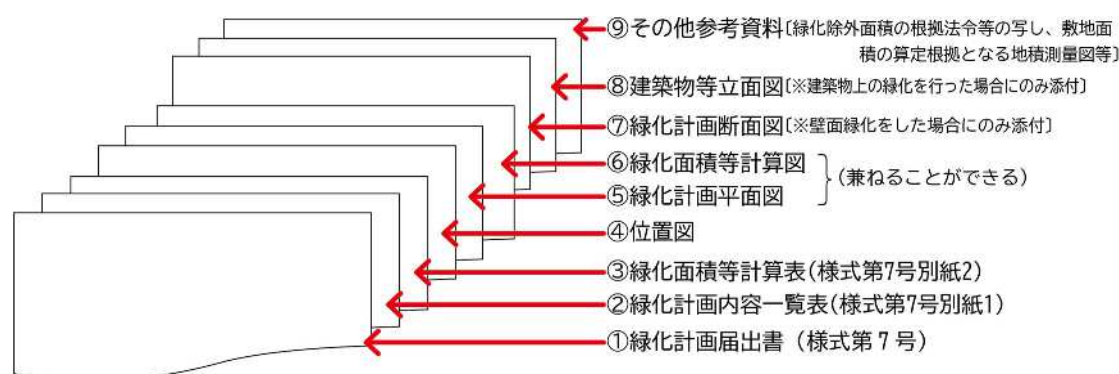
なお、緑化完了報告後に、緑地の状況を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

緑化計画届出書等の作成・提出方法

1 緑化計画届出書

緑化計画届出書には、必要な関係書類を添付し、正本 1 部、副本 1 部（写し可）を提出してください。環境管理事務所で計画内容等を確認した後、受付印を押して「緑化計画届出書（副本）」を交付します。

オンラインでも
手続 できます



① 緑化計画届出書（様式第 7 号）

緑化を要する面積などについて作成してください。（[作成例](#)）

② 緑化計画内容一覧表（様式第 7 号別紙 1）

所定の様式に基づき、必要事項を記入してください。

③ 緑化面積等計算表（様式第 7 号別紙 2）

所定の様式に基づき、必要事項を記入してください。

④ 位置図

次の内容を表示してください。

方位、敷地の範囲、敷地の所在地、周辺の道路名、周辺の目標となる建築物等

⑤ 緑化計画平面図（地上部と建築物上の緑化計画内容を表示したもの）

敷地の利用状況がわかる平面図を用いて、下記の内容を表示してください。

ア 図面の縮尺： 緑化計画の内容がわかりやすい縮尺としてください。

イ 方位： 図上にわかりやすく表示してください。

ウ 敷地の境界線： 朱囲い、太線や一点鎖線等でわかりやすく表示してください。

エ 建築物の配置： 建築物の範囲をわかりやすく表示してください。

オ 整備する緑地の配置 : 新たに整備する緑地の面積及び緑化の方法を彩色などでわかりやすく表示してください。

カ 既存の緑地の位置 : 新たに整備する緑地と区別がつくように表示してください。

キ 寸法や数量の表示 : 樹高や生け垣の延長など、数量算定の根拠となるものを表示してください。

ク 断面図、立面図の位置 : 緑化計画の断面図、建物等立面図の位置を表示してください。

⑥ 緑化面積等計算図

植栽面積がわかるように表示してください。図には、計算表に対応する番号を表示してください。面積の算定方法は、三斜求積を基本としますが、CAD による座標求積でもかまいません。この場合は、「③緑化面積等計算表（様式第 7 号別紙 2）」の計算式の欄に「CAD による」などと表示してください。

⑦ 緑化計画断面図（壁面緑化を行う場合に限ります。）

外壁上の緑化を行う場合、下記の内容を表示し、緑化計画平面図とあわせて緑化の概要がわかるようにしてください。

ア 図面の縮尺 : 適切な縮尺を使用してください。

イ 寸法の表示 : 算出根拠となるものについて表示してください。

⑧ 建築物等立面図（建築物上の緑化を行う場合に限ります。）

立面図は、建築物の形状や緑化の位置がわかるように表示してください。（2 面以上）

⑨ その他

敷地面積の算定根拠となる地積測量図や緑化できない面積及び接道部の長さに係る根拠法令の写しなど、面積算定の参考となる資料を添付してください。

注意事項等

- 計画内容等の確認は、日数を要しますのでご注意ください。
- 図面等は A4 サイズに折って左端を留めてください。
- ⑤と⑥については、一つの図面で内容表示が可能であれば兼ねることができます。
- ⑦については壁面を緑化した場合のみ、⑧については建築物上の緑化をした場合にのみ添付してください。
- 様式は県 HP からダウンロードできます。



2 緑化計画変更届出書

オンラインでも
手続 できます



「緑化計画届出書」を提出した後で、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ環境管理事務所に連絡の上、変更内容の相談を行い、「緑化計画変更届出書」（様式第 8 号）の提出が必要となります。

緑化計画変更届出書には、変更のあった部分（当該変更により影響のある部分も含む。）についての関係書類を添付し、正本 1 部、副本 1 部（写し可）を提出してください。

緑化計画変更届出書を受け付け、計画内容等を確認した後、受付印を押して「緑化計画変更届出書（副本）」を交付します。

緑化計画変更届出書の提出が必要となる場合

- 事業者（届出者）が変わる場合（氏名、名称、住所、所在地）
- 敷地面積または接道部の長さが変わる場合
- 緑化方法が変わることで緑化基準の適合の認定に影響を及ぼす場合

注意事項等

- 関係書類の添付については、「[緑化計画届出書及び添付書類](#)」に準じます。
- 当初の届出において「適合」の認定を行っていなかった緑化計画で、当該変更計画が[緑化基準](#)の全てに適合することとなった場合には、「適合」している旨の認定を行い通知します。
- 当初の届出において「適合」の認定を行った緑化計画で、当該変更計画が緑化基準を満たさなくなってしまう場合には、当初の「適合」の認定を取り消します。
- 様式は県 HP からダウンロードできます。

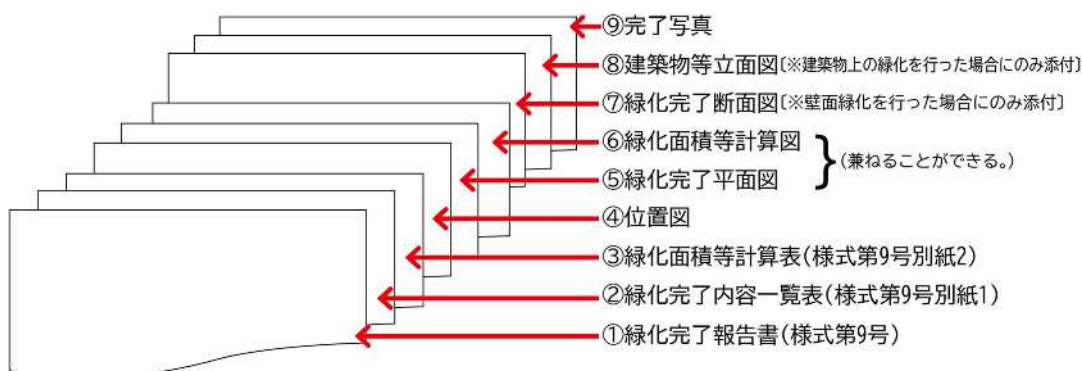


3 緑化完了報告書

緑化計画に基づく緑化が完了したときは、「緑化完了報告書（様式第9号）」に必要な関係書類を添付し、正本1部、副本1部（写し可）を提出してください。

環境管理事務所で緑化の完了を確認した後に、受付印を押して「緑化完了報告書（副本）」を交付します。

オンラインでも
手続 できます



① 緑化完了報告書（様式第9号）

所定の様式に基づき、必要事項を記入してください。

② 緑化完了内容一覧表（様式第9号別紙1）

所定の様式に基づき、必要事項を記入してください。

③ 緑化面積等計算表（様式第9号別紙2）

所定の様式に基づき、必要事項を記入してください。

④ 位置図

緑化計画届出書に添付した位置図を活用し、作成してください。

⑤ 緑化完了平面図

緑化計画平面図に準じて作成し、写真の撮影方向、写真番号を記入してください。

⑥ 緑化面積等計算図

緑化計画届出書に添付した緑化面積等計算図を活用し、作成してください。

⑦ 緑化計画断面図（壁面緑化を行う場合に限ります。）

緑化計画届出書に添付した緑化計画断面図を活用し、作成してください。

⑧ 建築物等立面図（建築物上の緑化を行う場合に限ります。）

緑化計画届出書に添付した建築物等立面図を活用してください。

⑨ 完了写真

原則として、すべての緑地について撮影してください。

接道部については、緑化状況が確認できるよう、道路から撮影したものを必ず含めてください。

また、撮影した写真には番号を付し、緑化完了平面図に写真の撮影方向を記入してください。

注意事項等

- 図面等は A4 サイズに折って左端を留めてください。
- ⑤と⑥については、一つの図面で内容表示が可能であれば兼ねることができます。
- ⑦については壁面を緑化した場合のみ、⑧については建築物上の緑化をした場合にのみ添付してください。
- 写真はデジタルカメラで撮影したものでも結構ですが、画像は紙で提出してください。
なお、副本には写真の添付は不要です。
- 必要に応じて現地での緑化完了の確認を行います。
- 様式は県 HP からダウンロードできます。



緑化の基準

緑化基準の内容は、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」の3つからなります。

緑化を行う場所は、敷地内の地上部だけでなく、建築物上（屋上、壁面など）でも構いませんが、上記の3つの要素のうち **1つでも満たさない場合は適合と認めることはできません。**

① 敷地面積が3,000㎡以上の場合

3基準（「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」）を**全て満たす計画を作成**してください。

② 敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合

3基準を目標に、できる限りの緑化計画を作成してください。

植栽における注意事項

- 植栽する植物を選定するに当たっては、**周辺の生態系に配慮**した植栽に心がけてください。
- **既存の樹木は可能な限り生かし**、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮を行ってください。
- まちの美観形成や快適性に配慮し、様々な高さの樹木を組み合わせ**て量感と連続性のある配置**に心がけてください。
- 雨水・循環水の活用、落葉の堆肥化など、**省エネルギー・省資源**に配慮してください。
- 客土は、樹木の育成が良好に保たれる土壌を使用してください。
- 維持管理に伴う薬剤は、周辺の環境に影響を及ぼさないように充分配慮して選定し、使用してください。
- 区域によっては、病虫害防止のための条例により、植栽樹木を規制している場合があるので、市町村に確認してください。

1 緑化を要する面積

次の①または②により算出される面積以上を緑地として確保してください。

① 用途地域が定められている区域

緑化を要する面積＝敷地面積×（1－建蔽率）×0.5

② その他の区域

緑化を要する面積＝敷地面積×0.25

- ※ 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のほか、都市計画法第12条の5第1項第2号の規定により地区計画が定められている区域は、上記①の算定方法により緑化を要する面積を算出してください。（地区計画が定められている区域の有無は、市町村の都市計画担当に確認してください。）
- ※ 建蔽率について、建築基準法第53条第3項に規定される耐火建築物、角地による緩和が適用される場合などはそれも含みます。

- ※ 上記①・②における「敷地面積」について、消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域が存在する場合は、敷地面積から当該区域の面積を控除することができます。（**控除する場合は法令の該当条文の写しなどが必要**となります。）
- なお、この場合の「届出対象となる面積」は、あくまでも控除する前の敷地面積になります。
- （例）建築予定の敷地面積－法令により緑化することができない区域の面積＝緑化を要する面積算定上の「敷地の面積」

2 接道部の緑化

接道部（敷地境界線のうち道路に接する部分）においては、次の①または②により算出されるいずれか小さい値の長さ以上を緑化してください。

また、樹木による緑化を心がけてください。

- ① 緑化を要する接道部の長さ＝接道部×0.5
- ② 緑化を要する接道部の長さ＝接道部の長さ－出入口の長さ

- ※ 接道部の長さとは、敷地のうち、道路に接する部分の合計の長さのことを指します。
- ※ 「出入口の長さ」は適正かつ合理的な長さに限ります。
- ※ 建築物の屋上、壁面、ベランダを緑化する場合で、当該緑化箇所が接道部に位置する場合には、接道部の緑化として長さに加えることができます。ただし、同一箇所において他の方法による接道部の緑化と重複して加算することはできません。
- ※ ②を適用したい場合は、事前に所管の環境管理事務所へご相談ください。
- ※ 消防法やその他法令により緑化を行うことができない長さは控除できます。

3 高木植栽本数

地上部における樹木の植栽は、樹木の植栽により緑化を行う緑化面積 20 m²あたり、成木時の高さ（植栽時の高さではありません。）が通常 2.5m以上となる樹木を 1 本以上となるような密度で植栽してください。

$$\text{成木時の高さが2.5m 以上となる樹木の本数} \geq \text{樹木による緑化面積（地上部）} / 20\text{m}^2$$

緑化を要する面積の算出方法等

- 緑化面積は、「樹木による緑化」、「芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化」、「草花その他これに類する植物による緑化」、「ツル植物による緑化」の緑化手法別に算定します。
- 特に支障がない限り「樹木による緑化」を基本としますが、その他の植物による緑化も認められます。
- 緑化の施工箇所は、敷地内の地上部（建築面積部分以外の敷地）のほか、建築物上の屋上や壁面、駐車場なども含めることができます。

1 樹木による緑化

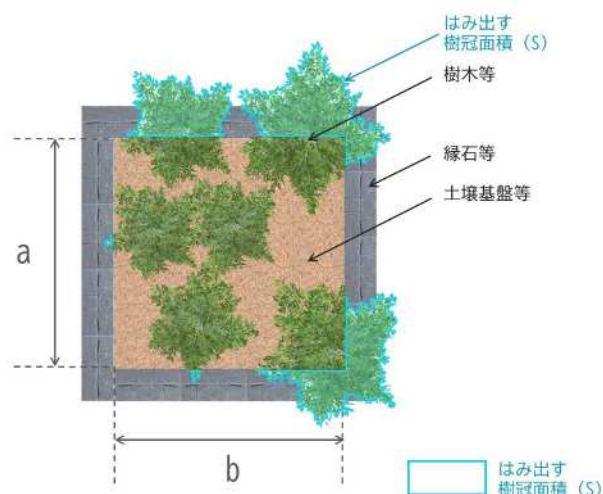
(1) 樹木のみによる緑化

緑化面積は、次の条件を満たすものとしてください。

規則で定める条件 **$(A \leq 18B + 10C + 4D + E)$ を満たす場合** **緑化面積 = $a \times b$**

なお、上記の式における A～E の定義については以下のとおりです。

- A: 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域（土壌基盤）の面積 = $a \times b$



※ 土壌基盤を超えて樹冠で覆われた部分（はみ出す樹幹面積 S）が敷地内にある場合には、当該部分の水平投影面積を加えることができます。

$$(a \times b) + S \leq 18B + 10C + 4D + E$$

このとき、緑化面積は $(a \times b) + S$ となります。

※ 基本的に樹冠で覆われた部分は実測値ですが、樹冠で覆われた部分の算定が困難な場合には、植栽時の樹木の高さに応じたみなし樹冠により算定することができます。

- 植栽時の樹木の高さが 4.0m 以上： 半径 2.1m、樹冠面積 13.8 m²
- 植栽時の樹木の高さが 2.5m 以上 4.0m 未満： 半径 1.6m、樹冠面積 8.0 m²
- 植栽時の樹木の高さが 1.0m 以上 2.5m 未満： 半径 1.1m、樹冠面積 3.8 m²

- B: 植栽時の樹木の高さが 4.0m 以上の樹木の本数
- C: 植栽時の樹木の高さが 2.5m 以上 4.0m 未満の樹木の本数
- D: 植栽時の樹木の高さが 1.0m 以上 2.5m 未満の樹木の本数
- E: 植栽時の樹木の高さが 1.0m 未満の樹木の本数

補足

- B～E について既存の樹木の場合は、「植栽時」を「届出提出時」と読み替えてください。
- ササ・タケ類・ヤシ類は、4m 以上の高さがあっても「高さ 1.0m 以上 2.5m 未満」の樹木として取り扱ってください。
- 上記の条件を満たさない場合（規則で定める条件を満たさない場合。すなわち、 $a \times b > 18B + 10C + 4D + E$ となるとき。）の緑化面積は下記のとおりです。

規則で定める条件を満たさない場合

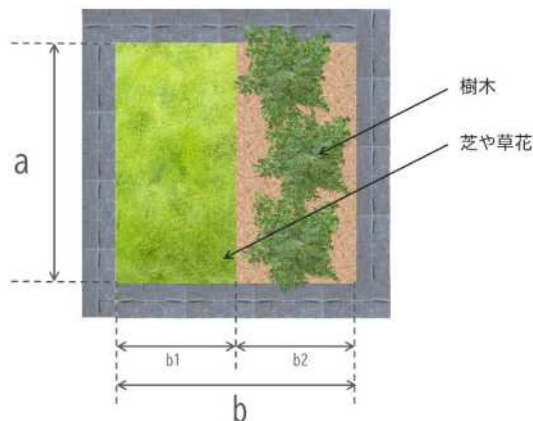
緑化面積 = $18B + 10C + 4D + E$

(2) 樹木と樹木以外の植物による緑化

ア 緑化方法が仕切られており、規則で定める条件を満たす場合

「樹木のみによる緑化」と「樹木以外の植物による緑化」の面積を合計します。

樹木の部分は、「樹木のみによる緑化」に、樹木以外の植物の部分は「芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化」「草花その他これに類する植物による緑化」に準じます。

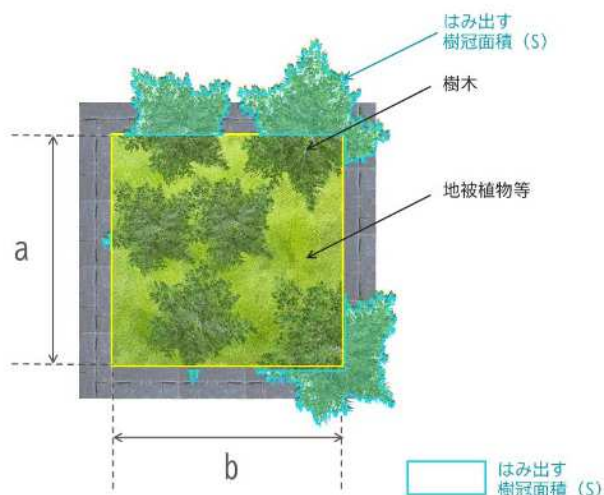


緑化面積 = 樹木による緑化 ($a \times b2$) + その他の緑化 ($a \times b1$) $\times 0.9$

※ 建築物上の緑化の場合は、係数 0.9 を乗じません。

※ 規則で定める条件とは、 $a \times b \geq 18B + 10C + 4D + E$ を満たす場合です。

イ 緑化方法が仕切られておらず、規則で定める条件を満たす場合

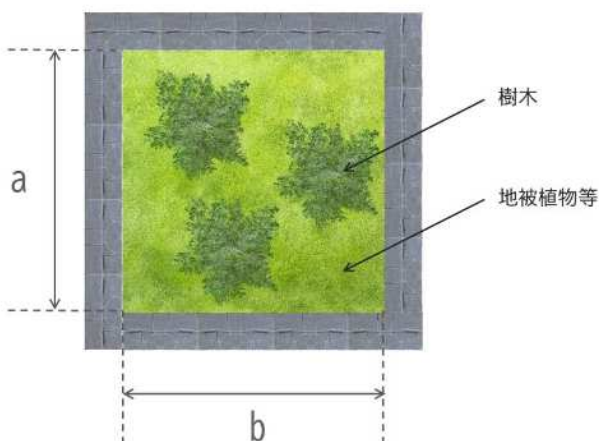


$$\text{緑化面積} = a \times b + \text{はみ出す樹冠面積 (S)}$$

- ※ 地被植物等による緑化面積は重複適用となってしまうため算入できません。
- ※ 規則で定める条件とは、 $a \times b \leq 18B + 10C + 4D + E$ を満たす場合です。

ウ 緑化方法が仕切られておらず、規則で定める条件を満たさない場合

規則で定める条件を満たさない場合は、樹木と地被植物等は重複していないと判断し、地被植物等による緑化面積を算入することができます。



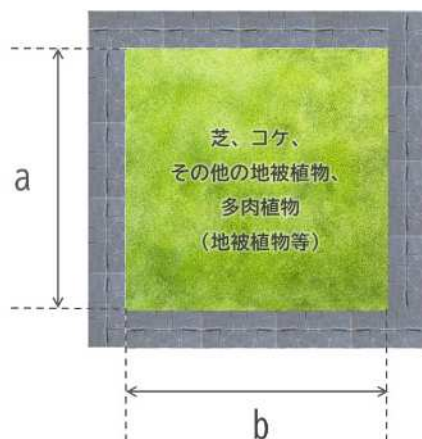
$$\text{「樹木」による緑化面積} = 18B + 10C + 4D + E \quad \dots \text{①}$$

$$\text{「地被植物等」による緑化面積} = (a \times b - \text{①}) \times 0.9 \quad \dots \text{②}$$

$$\text{緑化面積} = \text{①} + \text{②} = (18B + 10C + 4D + E) + (a \times b - \text{①}) \times 0.9$$

- ※ 建築物上の緑化の場合は、係数 0.9 を乗じません。
- ※ 規則で定める条件を満たさない場合とは、 $a \times b > 18B + 10C + 4D + E$ となる場合です。

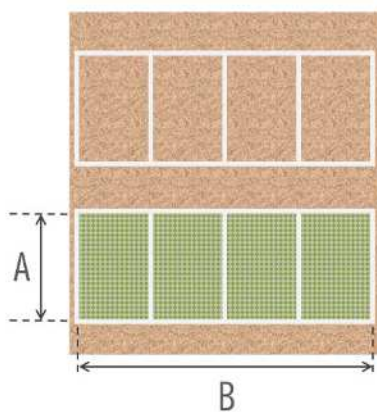
2 芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化（地上部及び建築物上）



$$\text{緑化面積} = a \times b \times 0.9$$

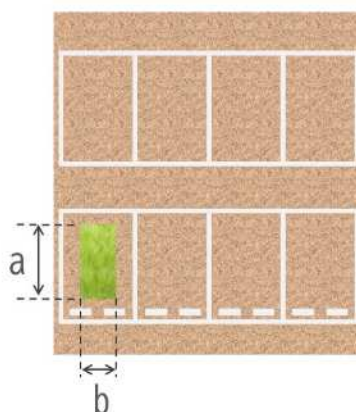
- ※ 建築物上の緑化の場合は、係数 0.9 を乗じません。
- ※ 水平投影面が「樹木の植栽」により算出した水平投影面と一致する部分を除きます。
- ※ 他の緑化の方法と重複して算出することはできません。
- ※ 駐車場の緑化の場合は、基本的に芝などで被われている部分とそれを保護する材料を含めて植栽面積とすることが出来ます。ただし、タイヤの荷重部分等、緑化していない部分が明確な場合はその部分を除きます。

緑化ブロックによる
緑化の場合



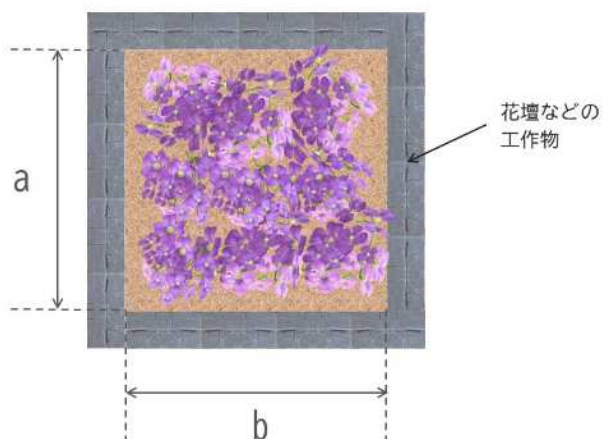
$$\text{緑化面積} = A \times B \times 0.9$$

緑化していない部分が
明確な場合



$$\text{緑化面積} = a \times b \times 0.9$$

3 草花その他これに類する植物による緑化（地上部及び建築物上）



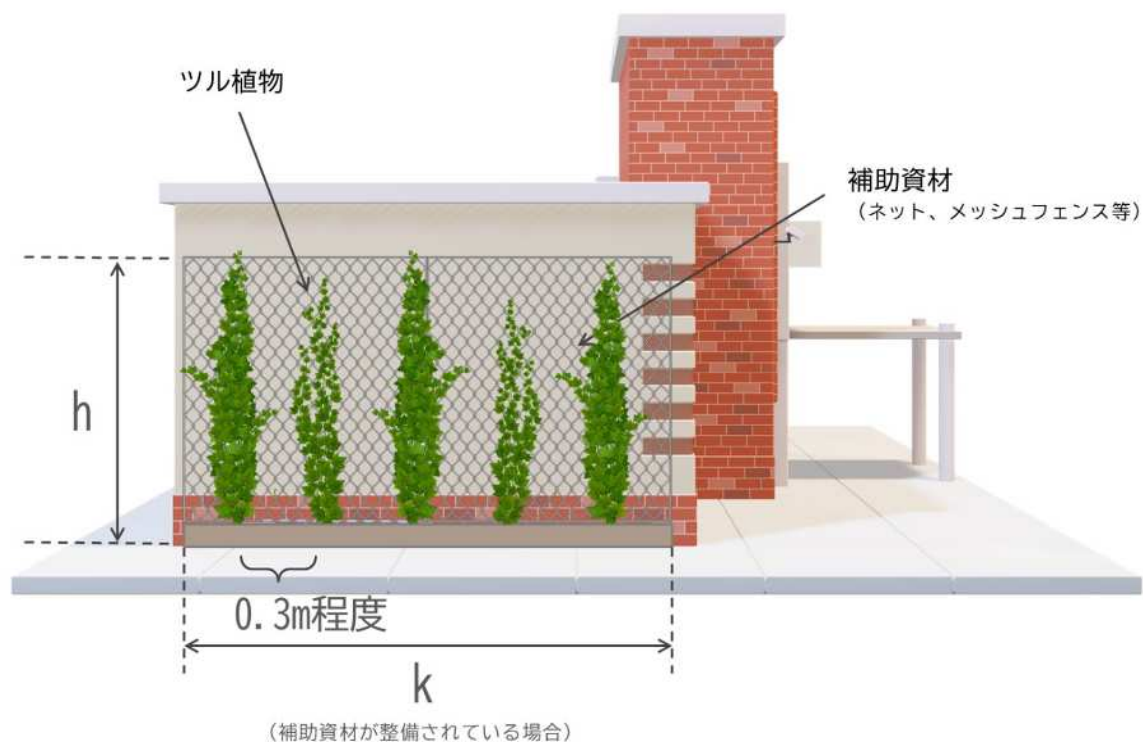
$$\text{緑化面積} = a \times b \times 0.9$$

- ※ [建築物上の緑化](#)の場合は、係数 0.9 を乗じません。
- ※ 花壇等を設置して長期間（概ね 6 か月以上）維持管理を行うものに限ります。
単に土壌部分に花を植えるだけでは緑化面積に算定はできません。
- ※ 水平投影面が「樹木の植栽」及び「芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化」により算出した水平投影面と一致する部分を除きます。
- ※ 緑化面積として算入できるのは、「樹木による緑化」により算出した緑化面積の合計の 4 分の 1 を超えない部分に限ります。

4 ツル植物による緑化

建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合か、補助資材が整備されていない場合（敷地境界ブロック、フェンスなどを含む。）などにより、算出方法が異なります。

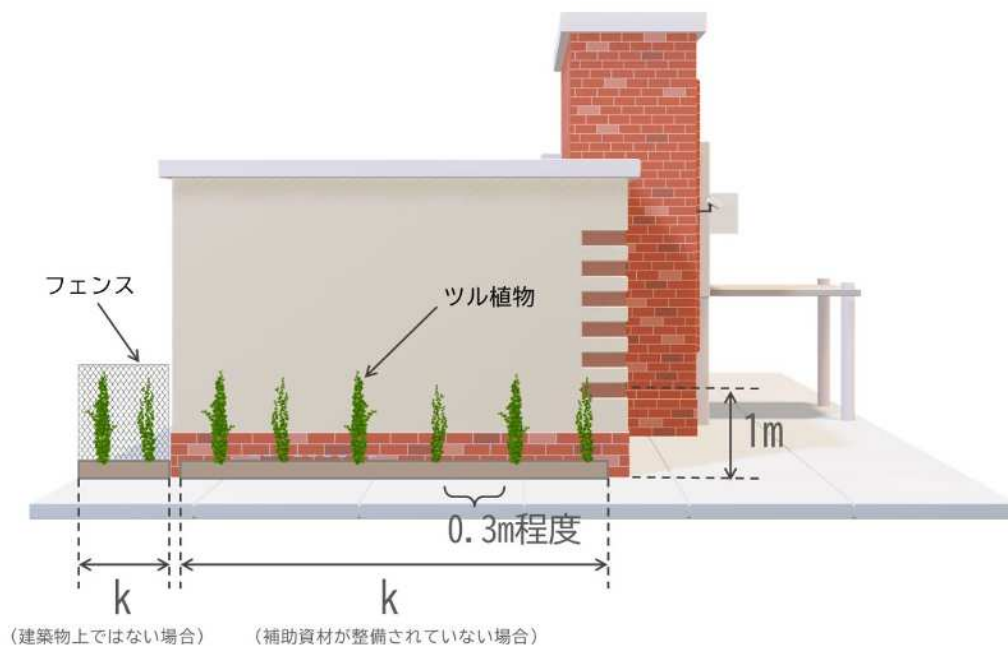
(1) 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合



緑化面積＝補助資材で被われている面積（ $k \times h$ ）

- ※ 壁面の緑化に限ります。
- ※ 補助資材とは、ネット、メッシュフェンス等のことを指します。
- ※ ツル植物による緑化の場合は、植栽間隔 0.3m 程度により植栽してください。
- ※ ゴーヤや朝顔等の一年草は、壁面の計算方法による緑化面積として算定できません。
- ※ 必ずしも完了時に補助資材全体がツル植物に覆われている必要はありません。

(2) 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されていない場合

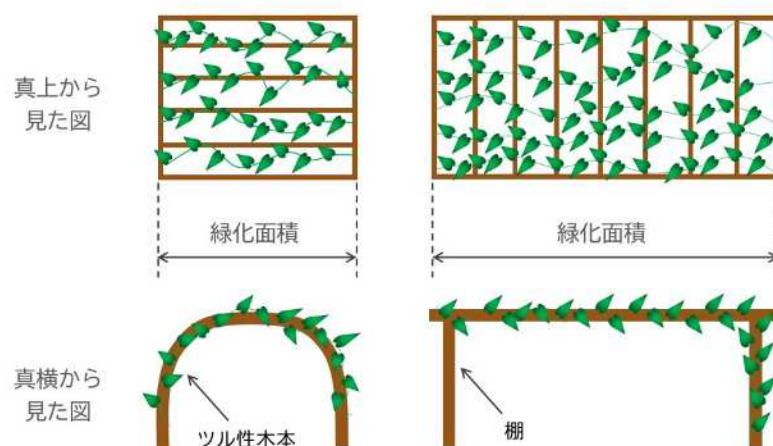


$$\text{緑化面積} = k \times 1\text{m}$$

- ※ 壁面の緑化に限ります。
- ※ ツル植物による緑化の場合は、植栽間隔 0.3m 程度により植栽してください。
- ※ 必ずしも完了時にブロックやフェンス全体がツル植物に覆われている必要はありません。
- ※ ゴーヤや朝顔等の一年草は、壁面の計算方法による緑化面積として算定できません。

(3) 棚を設置した緑化

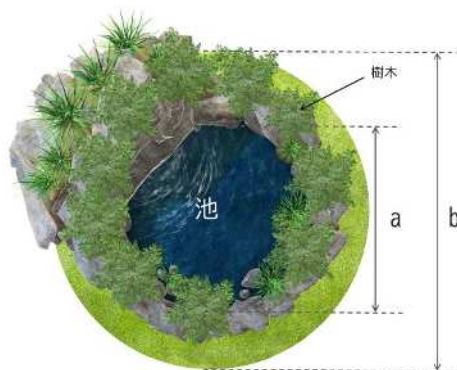
植物が成長期に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積を緑化面積とします。



- ※ この算出方法は、原則としてツル性木本による緑化に限ります。

5 樹木と水辺が一体となっている緑化

ビオトープなどのように、水辺と一体となっている樹木緑化については、緑化を行う敷地の区域の面積に算入することができます。

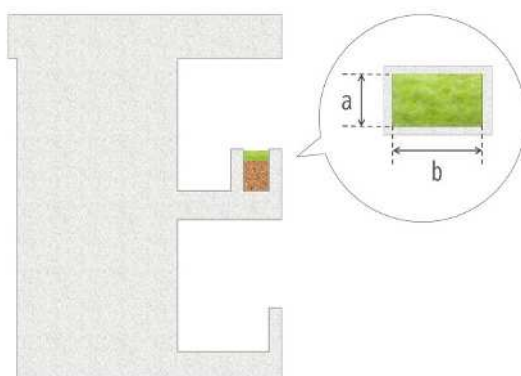


$$b/2 \times b/2 \times 3.14 \leq 18B + 10C + 4D + E$$

※ 調整池等でコンクリートにより四方を固めている場合など、一体性が認められないものは算入することはできません。

6 ベランダの緑化の取扱い

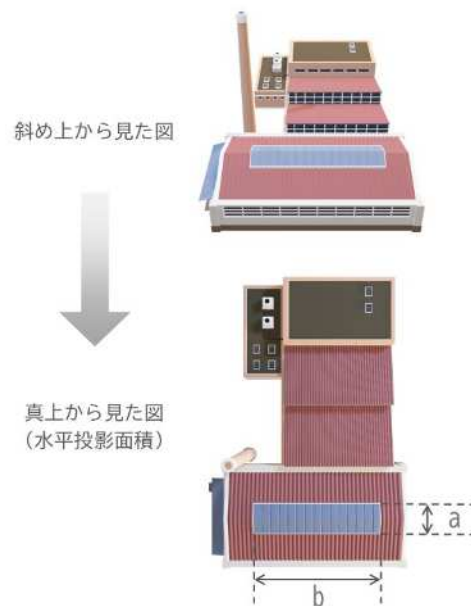
内側の土壌基盤等の部分を縁石等により区画された土地とみなし、その中に植栽した植物ごとに屋上緑化として緑化面積を算定します。



例) 緑化面積 = $a \times b$

7 太陽光発電装置を設置している場合の取扱い

太陽光発電装置のパネル等に係る水平投影面積を緑化面積に算入することができます。



緑化面積＝太陽光発電装置の水平投影面積（ $a \times b$ ）

例）太陽光発電装置の面積 $\times \cos 30^\circ$ （設置角度）

- ※ 太陽光発電装置の水平投影面積には支柱や支保の部材を含みます。
- ※ 算入できる面積は、「[緑化を要する面積の算出方法等 1 樹木による緑化](#)」から「[緑化を要する面積の算出方法等 6 ベランダの緑化の取扱い](#)」までの算定方法により算定した緑化面積の4分の1以下の範囲とします。
- ※ 緑化面積と重複することはできません。

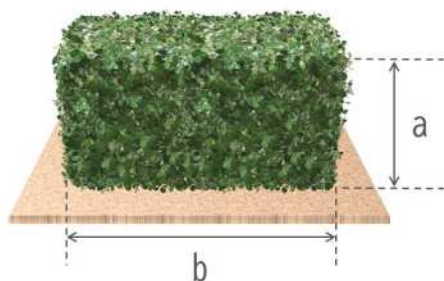
8 その他

下記の緑化を、「樹木による植栽」、「芝、コケその他の地被植物または多肉植物による緑化」、「草花その他これに類する植物による緑化」、「ツル植物による緑化」、「樹木と水辺が一体となっている緑化」、「ベランダの緑化」、「太陽光発電装置の設置」により算定した緑化面積に併せて計上することができます。

- [接道部の生け垣による緑化](#)
- [樹高 4m 以上の樹木による緑化](#)

(1) 接道部の生け垣による緑化

接道部を一定の要件を満たす生け垣で緑化した場合、生け垣の樹高に延長を乗じた面積を緑化面積として加算できます。

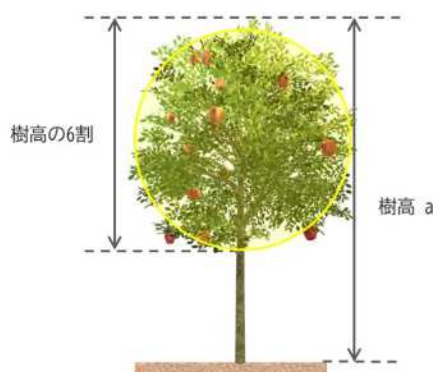


緑化面積 = 生け垣の樹高 (a) × 生け垣の延長 (b)

- ※ 生け垣の要件は、用語解説の「[生け垣](#)」を参照してください。
- ※ 「[樹高 4m 以上の樹木による緑化](#)」の算定に含まれた樹木と重複させて算定することはできません。
- ※ この緑化面積と「[樹木による緑化](#)」は両方とも算定することができます。
- ※ 道路と生け垣の間に遮蔽物がある場合の算出方法は、Q&A「[接道部の生け垣による緑化で、接道部と生け垣の間に遮蔽物がある場合の計算方法は？](#)」を参照してください。

(2) 樹高 4m 以上の樹木による緑化

敷地に樹高 4m 以上の樹木を植える場合、その樹高の 6 割を直径とする円面積を緑化面積として加算できます。

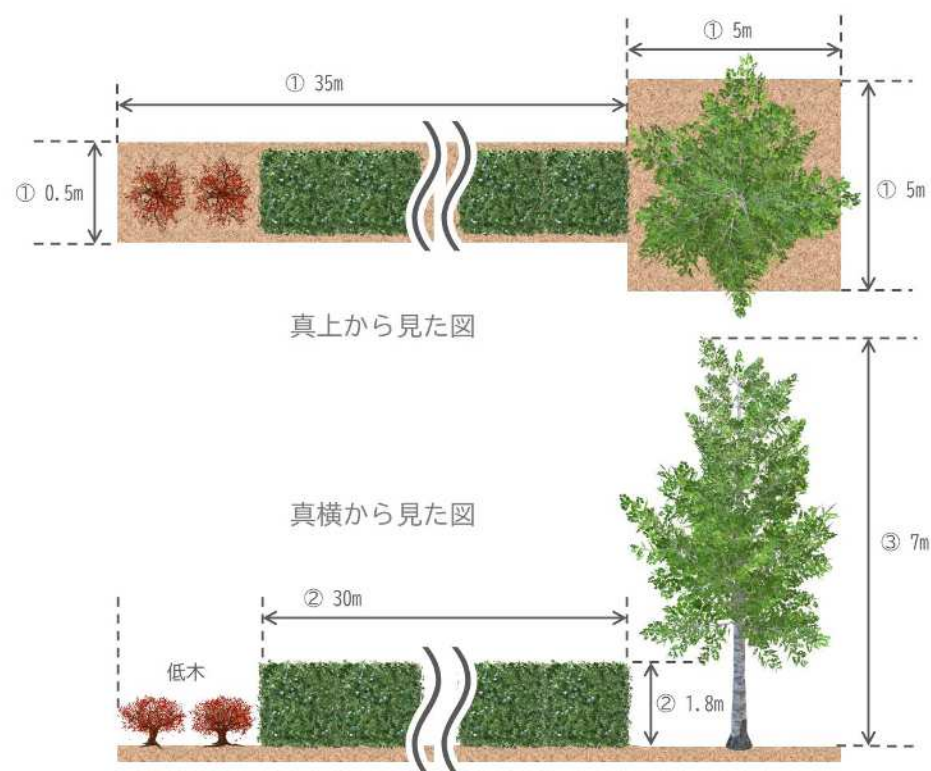


緑化面積 = (a × 0.6 × 0.5) × (a × 0.6 × 0.5) × 3.14

- ※ 樹高は小数点以下を切り捨てます。
- ※ この緑化面積と「樹木による緑化面積」は両方とも算定することができます。
- ※ 「接道部の生け垣による緑化」の算定に含まれた樹木と重複させて算定することはできません。
- ※ 樹高 6.5m の樹木を 5 本植えた場合の例：
 $(6 \times 0.6 \times 0.5) \times (6 \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 = 10.17 \text{ m}^2$
 $10.17 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 本} = 50.85 \text{ m}^2$

(3) 「樹木による緑化」と「接道部の生け垣による緑化」、「樹高 4m 以上の樹木による緑化」の関係

緑化面積の算定方法は下記のとおりです。



- ① 樹木による緑化面積： $(0.5\text{m} \times 35\text{m}) + (5\text{m} \times 5\text{m}) = 42.5 \text{ m}^2$
- ② 生け垣による緑化面積： $1.8\text{m} \times 30\text{m} = 54 \text{ m}^2$
- ③ 樹高 4m 以上の樹木による緑化面積：
 $(7 \times 0.6 \times 0.5) \times (7 \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 = 13.84 \text{ m}^2$
この緑地の緑化面積： ① + ② + ③ = 110.34 m^2

付録

1 緑化計画届出書等の作成例

(1) 緑化計画届出書（オンライン手続の場合の作成例）

様式第7号(第26条関係) 緑化計画届出書,別紙

添付ファイル

届出事業者名 ○○商事(株)
 (代理人事業者名 (株)○○設計事務所)

以下の項目は本書に入力の上、事業者申請ポータルに転記してください。

項目名	届出内容	事業者申請ポータル 転記先
建築物の用途	事務所(仮称○○ビル)	建築物の用途…①
緑化完了(予定)日	令和○○年○月○日	緑化完了予定日…②
敷地面積(全体)	S 4,250.00 m ²	敷地面積(全体・㎡)…③
樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積	E 473.36 m ²	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積(㎡)…④
緑化面積	A 1,085.73 m ²	計画・緑化…⑤

他のシートに入力した値がオレンジのセルに自動で表示される

緑化計画届出制度:新規届出

既に事前相談を実施している時に入力する

※前回の申請のコメントに記載された「届出記録番号」をご入力ください。

RY0000000000

相談・届出先
 中央環境管理事務所 ← P47を参照

平送業者
 届出事業者の代理人

事業者情報
 所在地
 川口市○○111番地

事業者名
 ○○商事(株)

建築物概要
 用途地域等
 用途地域等
 建築率(%)
 60.00

特例、緩和措置を含む法定建築率を記入(その他の区域(地区計画なし)の場合は、建築率の入力は不要)
 異なる建築率の土地にまたがって建築する場合は、加重平均により算定した建築率を記入
 (例)「62.75」

都市計画法に規定される用途地域の名称または地区計画の名称を記入

敷地面積(全体・㎡)
 緑化計画届出書,別紙より転記してください。…③
 4,250.00

緑化面積
☐ 「緑化を要する面積(㎡)」を直接入力する場合は「√」してください。
 基準・緑化を要する面積(㎡)
 850.00

敷地面積、法令により緑化を行うことができない区域の面積、建築率から自動計算

計画・緑化面積(㎡)
 緑化計画届出書,別紙より転記してください。…⑤
 1,085.73

判定結果:緑化面積
 適合

本件全体
 理由欄有無
 理由欄無

判定結果:本件全体
 適合

適合/不適合を自動判定

※緑の枠内がシステム入力画面。
 ※画面の表示は変更されることがあります。

(2) 緑化計画届出書（紙による手続きの場合の作成例）

様式第7号（第26条関係）

緑化計画届出書

提出する年月日を記入

令和〇〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事

住所 川口市〇〇111番地

氏名 〇〇商事(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所 さいたま市浦和区高砂〇丁目〇〇

氏名 (株)〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者名 埼玉 太郎

代理人の連絡先は、直接の担当と連絡が取れる番号を記入

「新築」「増築」「改築」「移転」のうち、該当する工事種別と建物名称を記入

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	新築
建 築 物 の 用 途	事務所(仮称〇〇ビル)
敷 地 の 所 在 地	埼玉県川口市〇〇5丁目20-3

建物の所在地

都市計画法に規定される用途地域の名称または地区計画の名称を記入

緑化着工予定日	令和〇〇年〇月〇日
緑化完了予定日	令和〇〇年〇月〇日

用途地域等	準工業地域
① 用途地域等(その他の区域)	① あり(60%)
②	② なし

特例、緩和措置を含む法定建蔽率を記入(その他の区域の場合は、建蔽率の入力は不要)異なる建蔽率の土地にまたがって建築する場合は、それぞれの建蔽率等を記入(例)「60%、80%」「60%、調整区域」

他の法令等により、緑化することができない面積

敷地面積(全体)	4,250.00 m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積	S' 0 m ²

敷地が道路と接している部分の総延長

接道部の長さ	L 135.0 m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ	L' 1 0 m
出入口の部分に係る長さ	L' 2 12.2 m

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積	T' 473.36 m ²
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積(別紙2の緑化面積等計算表の①)	

他の法令等により、緑化することができない接道部の長さ

規則に基づく緑化基準

(緑化面積の基準算定式)	
1 用途地域内	$a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
2 その他の区域	$a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)	
$l = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$	
いずれか小さい値	

(高木植栽本数の基準算定式)	
$t = T' / 20$	

小数点未満切り上げ

出入口の長さの合計

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
a	850.00 m ²	l 67.5 m	t 24 本

◎ $A \geq a$ 、 $L1 \geq l$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

計画	緑化面積(A1+A2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
A	1,085.73 m ²	L1 121.3 m	T 33 本

別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A1」+建築物上の緑化面積「A2」)

位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限り。)、及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合)を添付すること。

消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L'1)が存在する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。

3 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。

4 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

別紙1「緑化計画内容一覧表」及び別紙2「緑化面積等計算表」の積み上げによる値

別紙 1

届出書提出時の樹木の
高さを記入（新規樹木は
植栽時、既存樹木は
計画書作成時）

計画書作成時の樹木本数
を、既存・新規別に記入

緑化計画内容一覧表

樹木の植物名を記入
既存の樹木で植物名が不明の場合は、
「落葉樹」「常緑樹」などの種類を記入

樹木のうち、成木時
の高さが通常
2.5m 以上となる
ものの本数（植栽時
の高さではない）

※ 植栽
時の樹
高で分
類

高さ（植栽時）	植栽本数	植物名
4.0 m 以上	既存 本 新規 3 本	ソメイヨシノ
4.0 m 未満 2.5 m 以上	既存 本 新規 20 本	ヤマボウシ
2.5 m 未満 1.0 m 以上	既存 本 新規 284 本	ヤマボウシ、ハギ、ツツジ
1.0 m 未満	既存 本 新規 20 本	ハギ
樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数	327 本
うち成木時の高さ 2.5 m 以上の樹木本数 (別紙 2 の緑化面積等計算表 (T))		33 本
緑化面積	(別紙 2 の緑化面積等計算表の①と一致)	473.36 m ²

緑化面積の合計を記入

敷地

高さ（植栽時）	植栽本数	緑化面積	植物名
生け垣 ・ 4 m 以上の 樹木	既存 本 新規 250 本	93.60 m ²	ツツジ
4 m 以上 の樹木	既存 本 新規 3 本	13.56 m ²	ソメイヨシノ
緑化面積	(別紙 2 の緑化面積等計算表の②と一致)	107.16 m ²	
緑化面積			
既存 m ²			ノシバ
新規 45.00 m ²			
既存 m ²			サルビア
新規 17.01 m ²			
既存 m ²			
新規 m ²			
緑化面積	(別紙 2 の緑化面積等計算表の④と一致)	62.01 m ²	
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 1	642.53 m ²	

緑化面積の合計を記入

敷地における
樹木による緑
化面積とその
他の緑化面積
の合計

敷地の記入
方法と同様

建築物上

高さ（植栽時）	植栽本数	植物名
4.0 m 以上	既存 本 新規 本	
4.0 m 未満 2.5 m 以上	既存 本 新規 本	
2.5 m 未満 1.0 m 以上	既存 本 新規 本	
1.0 m 未満	既存 本 新規 本	
樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数	本
緑化面積	(別紙 2 の緑化面積等計算表の⑤と一致)	m ²
緑化面積		
既存 m ²		コウライシバ
新規 320.00 m ²		
既存 m ²		キツタ、テイカカズラ
新規 123.20 m ²		
緑化面積	(別紙 2 の緑化面積等計算表の⑥と一致)	443.20 m ²
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 2	443.20 m ²

敷地と建築物上の
緑化面積の合計

■緑化面積の合計 (A 1 + A 2)

敷地と建築物上の
緑化面積の合計

1,085.73 m²

※ 面積については、小数点以下第 2 位（第 3 位切捨て）までを記入すること。

太陽光発電装置については、敷地又は建築物上のどちらに設置する場合でも、植物名の欄に「太陽光
発電装置」と記入し、緑化面積を既存・新規別に記入（他の緑化による緑化面積の 1/4 以内まで）

計算式や緑化面積は植栽区画ごとに記入

別紙2

緑化面積等計算表

1 緑化面積
■敷地

はみ出した樹冠の計算式も記入
CADによる面積算定の場合は、
計算式の欄にその旨を記入

いずれか小さい値が緑化面積となる

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				緑化面積 (㎡)	備考
	計算式	実面積 (㎡)	B	C	D	E		
①	$(2.5 \times 13) + \{(1.8 \times 1.8 \times 3.14 \times 1/3) - (2.545 \times 0.9 \times 1/2)\} \times 3$	39.23	3				54.00	39.23
③	$1.5 \times (70 - 15)$	82.50			24		96.00	82.50
④	$(1.5 \times 15) + (1.5 \times 1.5 \times 3.14 \times 1/2 \times 4)$	36.63		4			40.00	36.63
⑤	2.5×78	195.00		10	250		1100.00	195.00
⑦	2.5×50	125.00		6	10	20	120.00	120.00
	計		3	20	284	20		① 473.36

※1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 $\leq 1.8B + 1.0C + 4D + E$ 」の式を満たすものであること(⑤において同じ)。

【生け垣・4m以上の樹木】
生け垣

小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入

番号	植物名	生け垣の長さ(m)(ア)	生け垣の高さ(m)(イ)	緑化面積(㎡)(ア×イ)	備考
⑤	ツツジ	78.0	1.2	93.60	
	計			② 93.60	

緑地ごと、さらに生け垣の高さごとに行を分ける

※ 生け垣の長さ及び高さは、小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入すること。

4m以上の樹木(樹高欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で算定)

番号	植物名	樹高(m)(ア)	本数(イ)	緑化面積(㎡)	備考
①	ソメイヨシノ	4	3	13.56	
	計			③ 13.56	

※1 生け垣で加算した面積に係る樹木は除く。

2 樹高は、小数点以下第1位を切捨てで記入すること。

3 緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{緑化面積} = (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 \times \text{イ}$$

【その他】

花壇の場合には、備考欄に記入

番号	計算式	植栽面積(㎡)(ア)	(イ)	緑化面積(㎡)(ア×イ)	備考
②	$2.5 \times 5 \times 4$ 台	50.00	0.9	45.00	
⑩	0.7×27	18.90	0.9	17.01	花壇
	計			④ 62.01	

太陽光発電装置については、備考欄に「太陽光」と記入し、計算式には水平(垂直)投影面積の計算を記入(他の緑化による緑化面積の1/4まで)なお、敷地上に独立して設置する場合は、係数0.9を削除して計算する

敷地計(㎡)

A1

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \\ 642.53$$

■ 建築物上

【樹木】（植栽本数欄は植栽時（既存樹木は計画書作成時）の樹高で分類）

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B+ 10C+ 4D+E の値 (㎡)	緑化面積 (㎡)	備考
	計算式	実面積 (㎡)	B	C	D	E			
	計							⑤	

建築物上の壁面緑化以外の場合は、備考欄にその旨を記入

【その他】

番号	計算式	緑化面積 (㎡)	備考
⑥	8×40	320.00	
⑧	11.12×10	111.20	
⑨	12×1	12.00	フェンス
	計	⑥ 443.20	

建築物上計 (㎡) A 2

⑤+⑥
443.20

注

- 1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位（第3位切捨て）までを記入すること。
- 2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。
- 3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が①の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における 緑化の長さ (m)	備考
③		1.5	
⑤		78.0	
⑦		2.5	
⑨	12.0+0.3	12.3	
⑩		27.0	
計		L 1 121.3	

高さを2mにとどめて維持管理していくようなものであっても、
成木時に2.5m以上となるものであれば、記入して差支えない

3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数

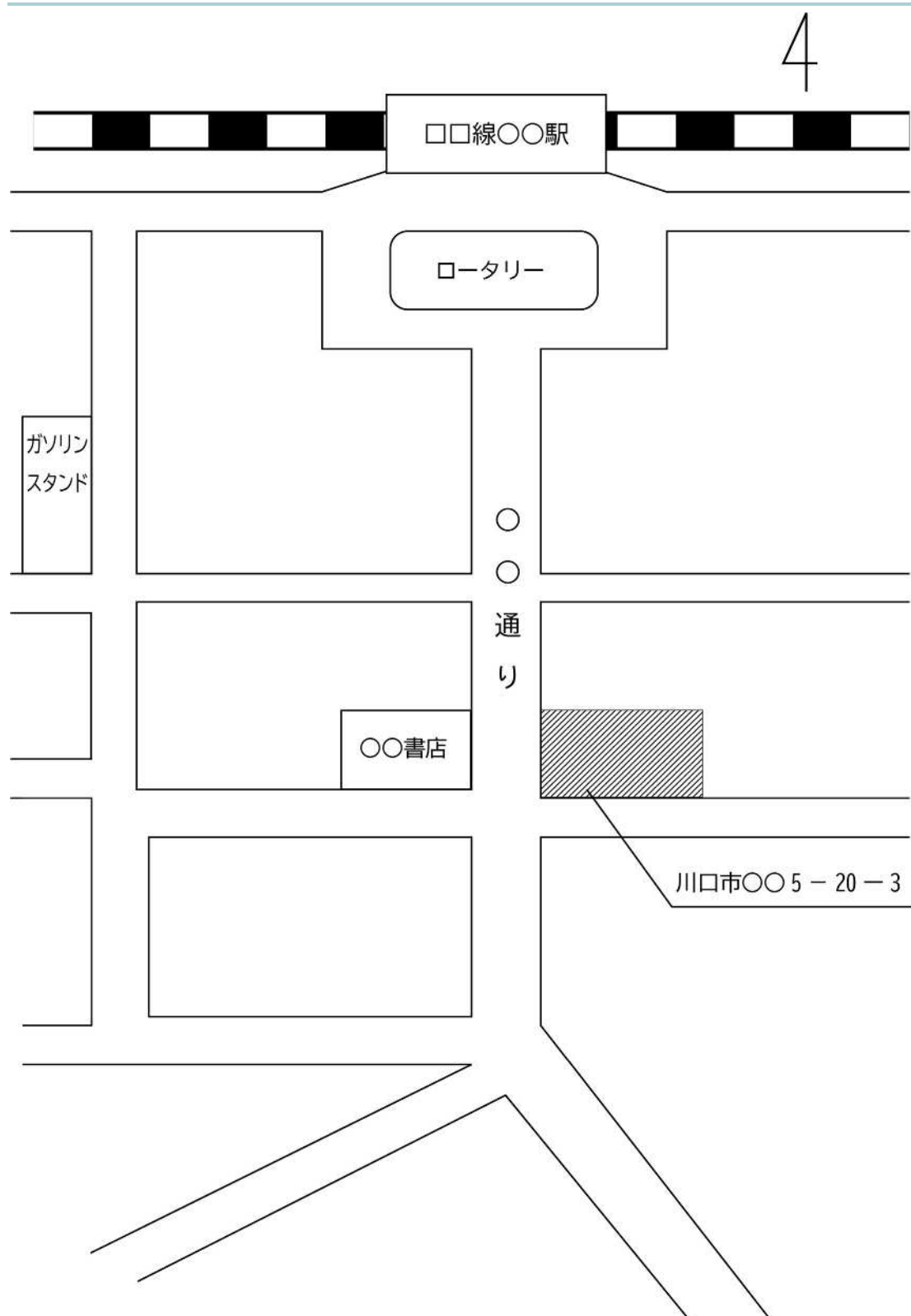
番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の植物名	備考
①	39.23	3	ソメイヨシノ	
③	82.50	0		
④	36.63	4	ヤマボウシ	
⑤	195.00	10	ヤマボウシ	
⑦	120.00	16	ヤマボウシ	
計	473.36	T 33本		33>473.36÷20 =23.66

「高木の植栽本数」と「樹木
による緑化面積÷20㎡＝植
栽基本本数」との比較を記入

※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。

2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

(3) 位置図（作成例）

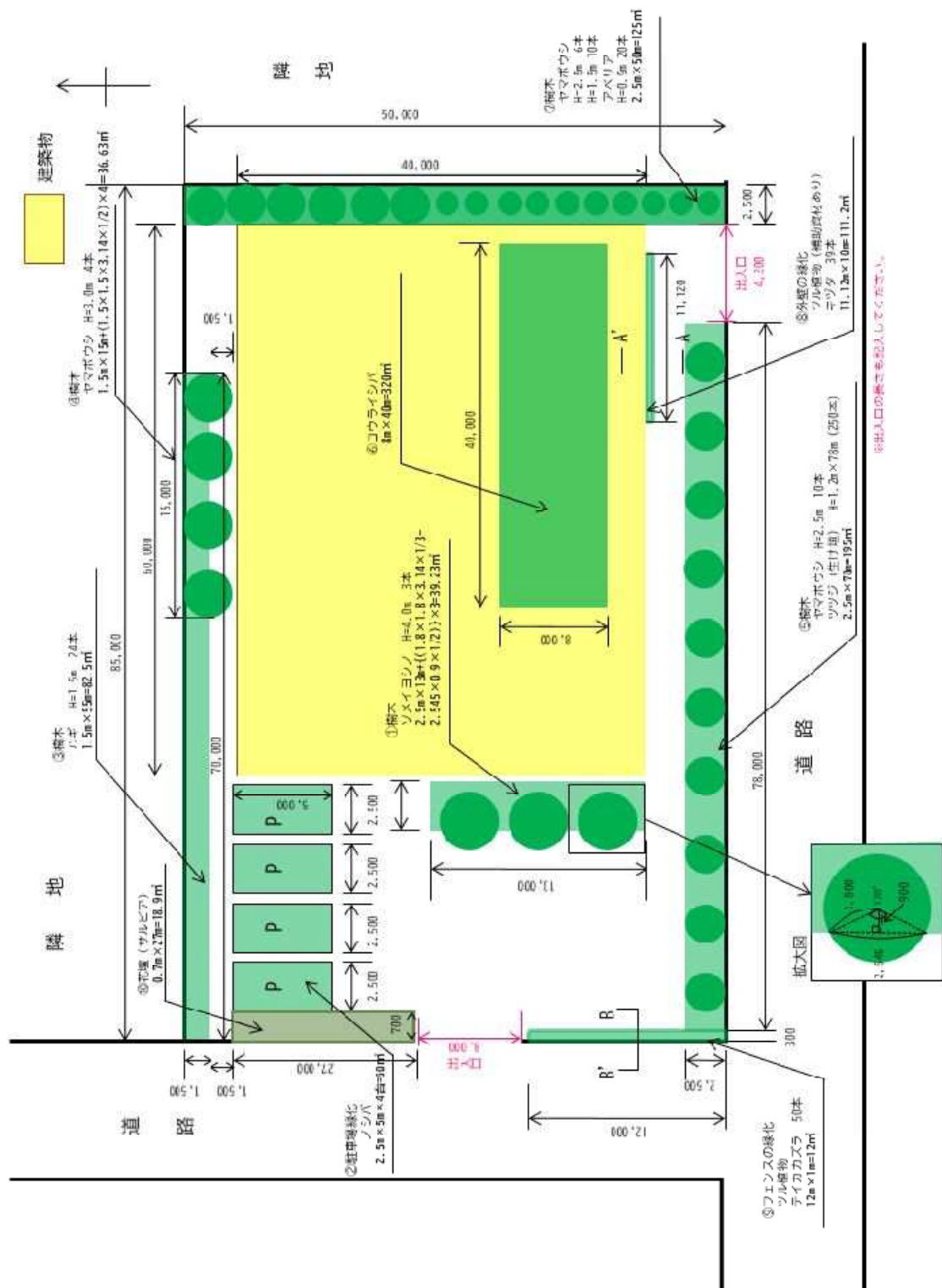


※ 位置図は住宅地図の写しでも可。

「緑化面積等計算図」の内容を兼ねることができます。



(5) 緑化面積等計算図（作成例）

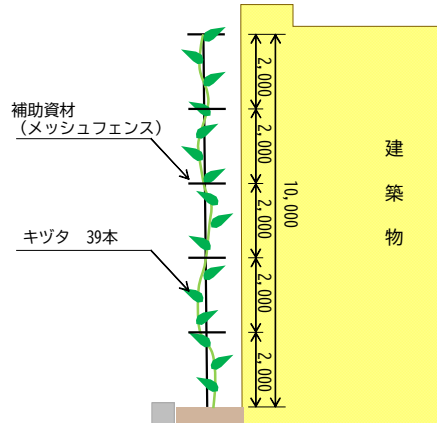


(6) 緑化計画断面図（作成例）

A-A' 断面

外壁部

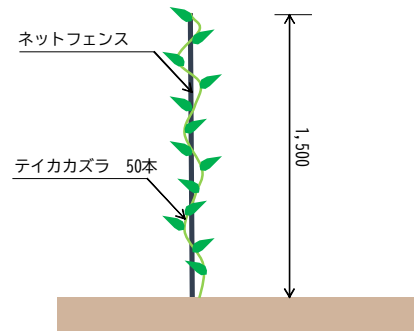
SCALE 1:100



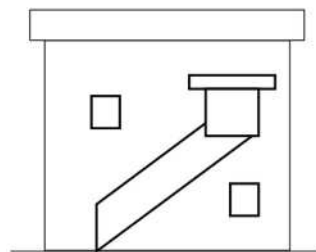
B-B' 断面

フェンス部

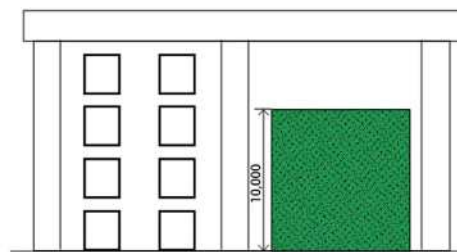
SCALE 1:20



(7) 建築物等立面図（作成例）

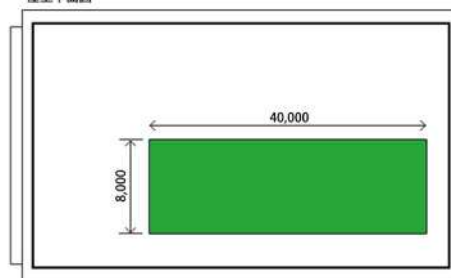


a 立面図



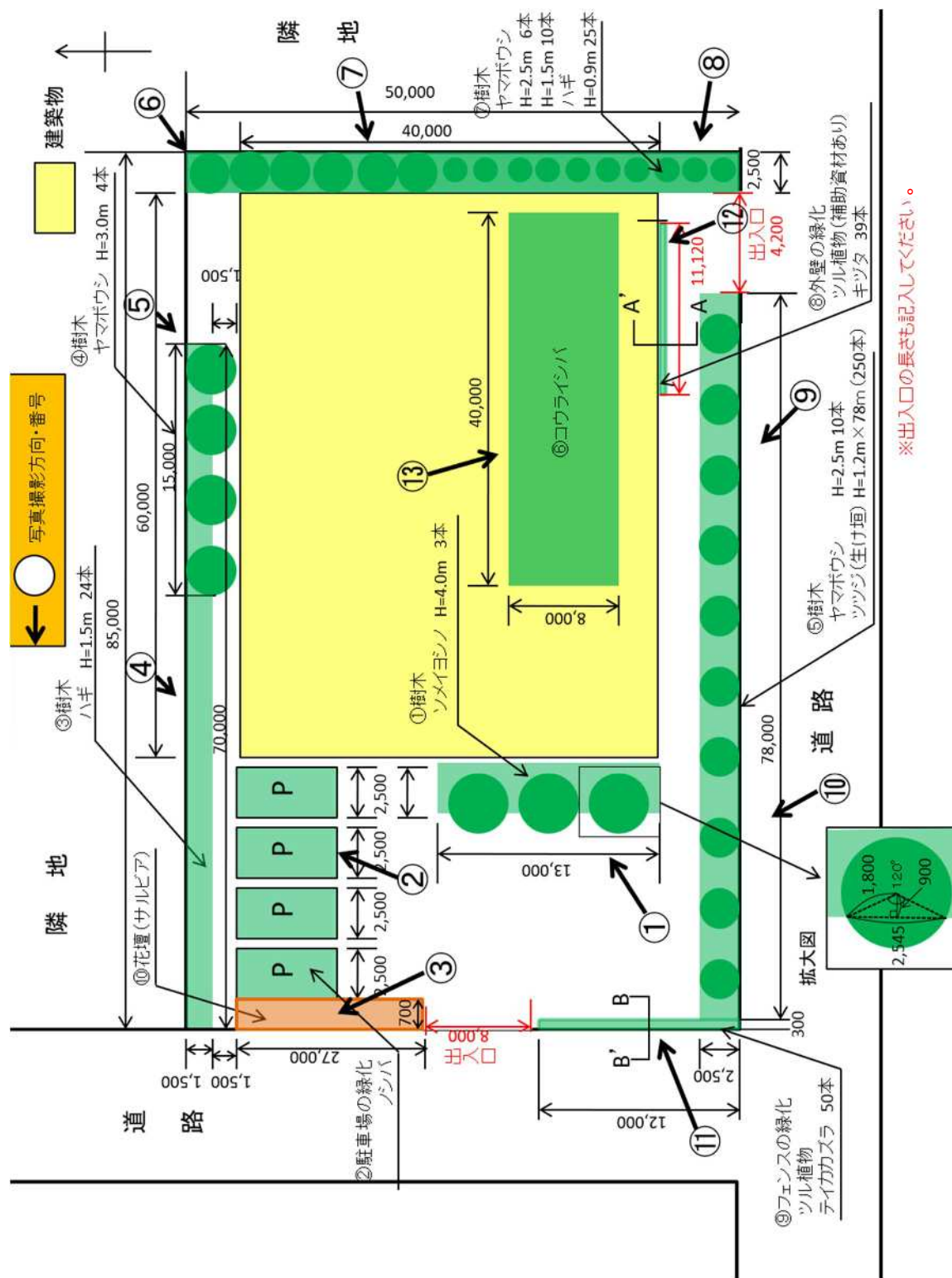
b 立面図

屋上平面図



(8) 緑化完了平面図（作成例）

「緑化面積等計算図」の内容を兼ねることができます。



2 緑化樹木としてよく使われている在来植物（抜粋版）

区分	在来種	低地・台地 標高100m	丘陵・低山 100～500m	山地 500～1,000m
落葉 高木	アカシデ	○	○	○
	イヌシデ	○	○	○
	イロハモミジ	○	○	○
	エノキ	○	○	
	オニグルミ	○	○	○
	カツラ	○	○	○
	クリ	○	○	○
	ケヤキ	○	○	○
	コナラ	○	○	○
	コブシ	○	○	○
	シラカンバ			○
	トチノキ	○	○	○
	ハクウンボク		○	○
	ハンノキ	○	○	○
	ブナ			○
	ミズキ	○	○	○
	ヤシャブシ		○	○
	ヤマザクラ	○	○	○
	ヤマハンノキ		○	○
常緑 高木	アカマツ	○	○	○
	イチイ			○
	コウヤマキ			○
	ゴヨウマツ			○
	サワラ	○	○	○
	シラカシ	○		
	スギ	○	○	○
	スジダイ	○	○	
	ヒノキ	○	○	○
	エゴノキ	○	○	○
落葉 中高木	ナツツバキ	○	○	○
	ナナカマド			○
	ヤマボウシ		○	○
	リョウブ	○	○	○
区分	在来種	低地・台地 標高100m	丘陵・低山 100～500m	山地 500～1,000m
常緑 中高木	ネズミモチ	○	○	
	ヒイラギ	○	○	
	ヤブツバキ	○	○	
落葉 低木	イボタノキ	○	○	○
	ウツギ	○		
	ウメドモキ		○	
	ガマズミ	○	○	○
	カワヤナギ	○	○	○
	クサボケ	○	○	
	コマユミ	○	○	○
	シモツケ			○
	タラノキ	○	○	○
	ナツグミ	○	○	○
	ニシキギ		○	○
	ネコヤナギ	○	○	○
	マユミ	○	○	○
	マンサク		○	○
	ミツバツツジ		○	○
	ムラサキシキブ	○	○	○
	ヤマツツジ	○	○	○
	ヤマブキ	○	○	○
	ユキヤナギ		○	○
	レンゲツツジ			○
常緑 低木	アオキ	○	○	
	アセビ	○	○	○
	イヌツゲ	○	○	
落葉 つる性	アケビ	○	○	
	ツタ	○	○	○
	ツルウメドモキ		○	○
常緑 つる性	ミツバアケビ		○	○
	キツタ	○	○	
ササ・ タケ類・ ヤシ類	メダケ	○	○	

『埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準』

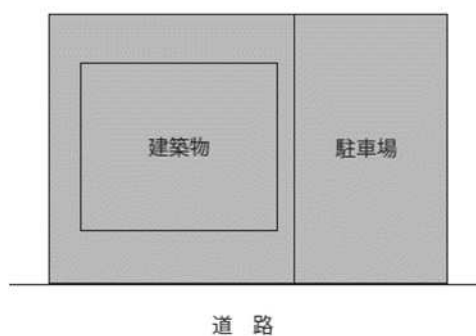


3 Q&A

(1) 敷地面積の考え方について知りたい

建築物と一体的に利用される土地（駐車場など）は、敷地に含むことができます。

下図の例では、グレーの部分で緑化面積算出時の敷地面積として考えます。



(2) 敷地が建蔽率制限の異なる用途地域にまたがる場合の考え方は？

建蔽率及び緑化を要する面積は以下のように加重平均により算定します。

詳細は、当該敷地を所管する環境管理事務所にお問い合わせください。

※ これは緑化を要する面積の算出方法です。緑化の配置計画は敷地全体で捉えてください。

① 建築物の敷地が建蔽率制限の異なる用途地域にまたがる場合

全体面積（S）	
敷地A 面積 S_1 建蔽率 C_1	敷地B 面積 S_2 建蔽率 C_2

$$\text{法定建蔽率（※）} = \{ (S_1 \times C_1) + (S_2 \times C_2) \} / S$$

※ 敷地A：面積 S_1 、建蔽率 C_1 （用途地域A）

敷地B：面積 S_2 、建蔽率 C_2 （用途地域B）

敷地全体面積（S）= $S_1 + S_2$

※ 建築基準法第53条第2項

※ 小数点以下3位切り捨て

② 建築物の敷地が用途地域と市街化調整区域にまたがる場合

全体面積（S）	
敷地 C	敷地 D
面積 S_3	面積 S_4
建蔽率 C_3	建蔽率なし

$$\text{緑化を要する面積} = [S_3 \times \{(1 - C_3) \times 0.5\}] + (S_4 \times 0.25)$$

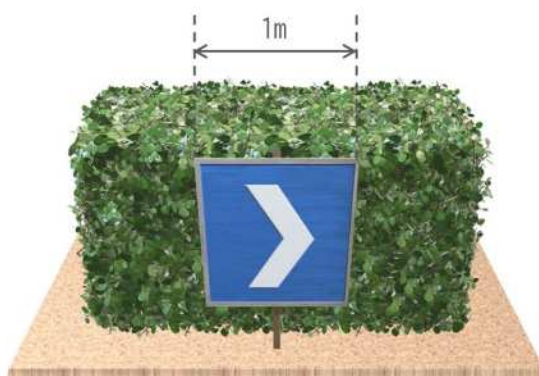
※ 敷地 C：面積 S_3 、建蔽率 C_3 （用途地域 C）

敷地 D：面積 S_4 （市街化調整区域）

敷地全体面積（S）= $S_3 + S_4$

(3) 接道部の生け垣による緑化で、接道部と生け垣の間に遮蔽物がある場合の計算方法は？

塀や看板などの遮蔽物が接道部との間にある場合は、生け垣の延長から遮蔽物の延長を差し引きます。



上図の例） 緑化面積 = 生け垣の樹高 × （生け垣の延長 − 1m）

なお、透過性の高いフェンスなど、**視線を遮らないものは遮蔽物に含みません。**

ブロック塀などと組み合わせている場合は、ブロック塀の部分を生け垣の高さから除き緑化面積を算定します。



上図の例） 緑化面積 = （樹高 1.5m − ブロック塀 0.3m） × 生け垣の延長

※ フェンス緑化している場合は、ブロック塀と同様に遮蔽物とします。

4 用語解説

この手引で使用する用語の意味及び定義は次のとおりです。

生け垣

緑化計画で面積が算定できる生け垣とは、次の 3 点をすべて満たすものをいいます。

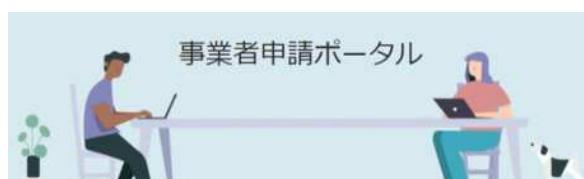
- 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べた接道部の緑化であること。
- 樹高が 1m 以上（道路との間に遮蔽物がある場合は、その高さを減じる。）であること。
- それぞれの樹木の葉張りが触れ連続性がある若しくは 1m 当たり 3 本以上の樹木の植栽によるものであること。

※ 樹高については、新規の場合は植栽時、既存の場合は緑化計画届出書作成時の高さとしてします。

移転

同一敷地内で建築物を移築することをいいます。他の敷地に移す場合はその敷地について、新築または増築となります。

オンライン手続



相談・各種届出をオンライン（[事業者申請ポータル](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html)）で行うことができます。

手順等については、県 HP をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html>

改築

既存の建築物の一部または全部を除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てることをいいます。

建築行為

建築物を新築、増築、改築、移転することをいいます。（建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号）原則、「建築確認」または「計画通知」上の工事種別によります。

建築面積

建築物（地階で地盤面上 1m 以下にある部分を除く。）の外壁またはこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から 1m 以上突出したものがある場合は、その先端から 1m 後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積によります。（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号）

建蔽率

建築基準法第 53 条の規定により定められるその敷地に係る建築面積に対する割合をいい、対象となる建築物において建築基準法その他の法令の規定による建蔽率の最高限度まで含みます。

- ※ 実際に建築される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合ではありません。
- ※ 建築基準法第 53 条第 3 項に規定する耐火建築物、角地による緩和が適用される場合はそれも含みます。

敷地

敷地とは、建築基準法によるものをいいます。（建築基準法施行令第 1 条第 1 号）

- ※ 建築物と一体的に利用される土地（駐車場など）は、敷地に含まれます。
- ※ 一体的に利用される土地とは、工場立地法による「一団の土地」の考え方と同様に、物理的に一連の土地のほか、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を言います。ただし、一体性があっても点在する場合は対象となりません。
- ※ 事業主が管理する公共的緑地（開発時の緑地公園など）や私道などの道路は「敷地面積」に含みます。

新築

更地の敷地に、建築物を新規に建てることをいいます。既存の建築物の全部を除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てる場合は、新築となります。

接道部

敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず通常、一般の通行の用に供される道等）に接する部分をいいます。

増築

同一敷地にある既存建築物以外に建築物を建てることをいいます。既存の建築物に階数を増やす場合も増築となります。

特定工場

製造工場の敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の工場をいいます。

ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象とは、①空調システム、電気機器、自動車などから排出される人工排熱の増加、②緑地・水面の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人工化などを原因として、都市部の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

緑化

植物等の植栽地または育成のために必要な土壌基盤等（以下「植栽基盤」という。）を樹木、芝、コケその他の地被植物または多肉植物及びツル植物などの植栽で覆うことをいいます。

建築物上の緑化

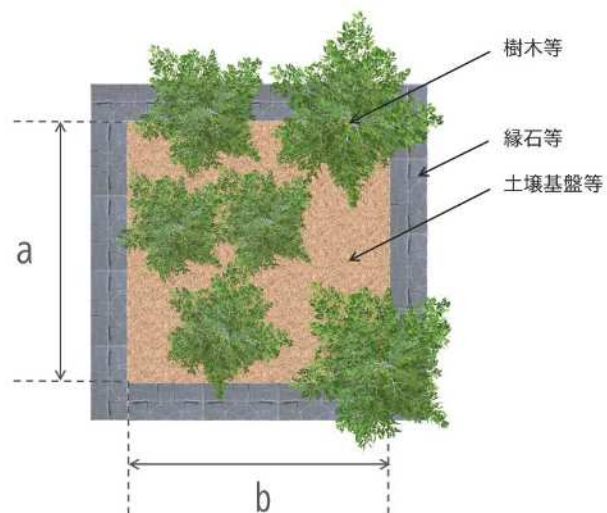
屋上、壁面、ベランダ等の建築物の平面、立面部分をいい、その部分に樹木のほか、芝、コケその他の地被植物または多肉植物及びツル植物などの植栽で覆うことをいいます。

※ 建築物内（室内）は、「建築物上の緑化」とみなしません。



緑地

緑地とは、植物等の植栽地または育成のために必要な土壌基盤等が縁石等で区画され、かつ区画内が樹木等により緑化された土地をいいます。



ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例、同条例施行規則（一部抜粋）

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（抄）

平成 17 年 10 月 1 日施行（最終改正）

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（抄）

平成 17 年 10 月 1 日施行（最終改正）

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則
第3章 新たな緑の創出 （緑の創出） 第 25 条 道路、公園、学校、庁舎等の公共公益施設を設置し、又は管理する者及び事務所、事業所、住宅等の建築物を所有し、又は管理する者は、当該施設、建築物及びこれらの敷地について、植樹する等緑化に努めなければならない。 （緑化計画の届出等） 第26条 三千平方メートル以上の敷地において建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は同法第18条第2項の通知を要する建築物について新築、増築、改築又は移転（この項及び次条において「建築」と総称する。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準（以下この章において「緑化基準」という。）に基づき、当該建築物の敷地及び建築物上（建築物の屋上、壁面及びベランダ等をいう。以下同じ。）の緑化についての計画（以下この章において「緑化計画」という。）を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 - 一 建築物の建築面積の合計が従前の建築物の建築面積の合計の 1.2 倍を超えない増築又は改築 - 二 自己の居住の用に供する住宅の建築 - 三 建築基準法第 85 条第 6 項に規定する建築 - 四 その他知事が届出を要しないと認める建築	（緑化基準） 第25条 条例第26条第1項（条例第26条の2において準用する場合を含む。次条第1項及び第27条第1項第1号において同じ。）の規則に定める基準は、次のとおりとする。 - 一 建築物の敷地及び建築物上の緑化は、別表第2の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積を、別表第3の上欄に掲げる緑化の方法の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積の合計（当該緑化の方法に別表第3の2の上欄に掲げる緑化の方法のいずれかに該当するものが含まれる場合にあっては、当該緑化の方法の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積を加えるものとする。）が下回らないものであること。 - 二 接道部（敷地の境界線のうち道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道をいう。）に接する部分をいう。以下同じ。）（接道部に消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令により緑化を行うことができない部分が存する場合にあっては、その部分を除いた部分。以下この号において同じ。）における緑化を行う部分の長さは、接道部の長さの10分の5に相当する長さ又は接道部から出入口の部分を除いた部分の長さ以上であること。 - 三 緑化の方法は、特に支障がない限り、敷地における樹木の植栽によるものとし、別表第3樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積20平方メートル当たり成木の高さが通常2.5メートル以上の樹木を1本以上植栽するものであること。 （緑化計画届出書） 第26条 条例第26条第1項の規定による届出は、様式第7号の届出書を提出して行わなければならない。 2 前項の届出は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の

	申請前又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知前に行わなければならない。 別表第2（第25条関係） <table border="1"> <tr> <th>区域の区分</th><th>緑化を要する面積の算定方法</th></tr> <tr> <td>用途地域が定められている区域</td><td>敷地の面積×（1－建蔽率）×0.5</td></tr> <tr> <td>その他の区域</td><td>敷地の面積×0.25</td></tr> </table> 備考 一 用途地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。 二 都市計画法第12条の5第1項第2号の規定により地区計画が定められている区域は、用途地域が定められている区域とみなす。 三 敷地とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地及び当該施設と一体的に利用される土地をいう。 四 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域が存する場合は、敷地の面積から当該区域の面積を控除することができる。 五 建蔽率とは、建築基準法第53条第1項及び第2項その他の法令の規定による当該建築物の建蔽率の最高限度をいう。	区域の区分	緑化を要する面積の算定方法	用途地域が定められている区域	敷地の面積×（1－建蔽率）×0.5	その他の区域	敷地の面積×0.25
区域の区分	緑化を要する面積の算定方法						
用途地域が定められている区域	敷地の面積×（1－建蔽率）×0.5						
その他の区域	敷地の面積×0.25						

	別表第3（第25条関係）	
	緑化の方法	緑化面積の算定方法
	樹木の植栽	次の条件を満たすAの面積 $A \leq 18B + 10C + 4D + E$ この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積（当該区域を超えて樹冠で覆われた部分が存する場合には、当該部分の水平投影面積を加えることができる。）（単位 平方メートル） B 高さが4.0メートル以上の樹木の本数 C 高さが2.5メートル以上4.0メートル未満の樹木の本数 D 高さが1.0メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数 E 高さが1.0メートル未満の樹木の本数
	芝、コケその他の地被植物又は多肉植物の植栽	芝、コケその他の地被植物又は多肉植物で表面が覆われている部分（その水平投影面が樹木の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。）の面積。ただし、敷地の緑化の場合は、当該面積に0.9を乗じて得た面積
	草花その他これに類する植物の植栽	花壇その他これに類するもののうち、草花その他これに類する植物が生育するための土壌で表面が覆われている部分（その水平投影面が樹木の植栽又は芝、コケその他の地被植物若しくは多肉植物の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。）の面積。ただし、敷地の緑化の場合は、当該面積に0.9を乗じて得た面積（これらの方法により算定した面積の合計は、樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積の4分の1の面積を上限とする。）
ツル植物の植栽（壁面の緑化に限る。）	イ 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合は、当該補助資材で覆われている面積 ロ イに掲げる場合以外の場合は、当該壁面の直立部分の水平投影の長さの合計に1.0メートルを乗じて得た面積	
備考 補助資材とは、ネット、メッシュフェンス等をいう。		

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。 (小規模緑化計画の届出等) 第26条の2 前条の規定は、千平方メートル以上三千平方メートル未満の敷地において建築を行おうとする者について準用する。この場合において、前条第1項中「基づき」とあるのは、「準じて」と読み替えるものとする。 (緑化計画の認定) 第27条 知事は、第26条第1項又は第2項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による届出があつた場合において当該緑化計画が緑化基準に適合していると認めるときは、その旨を認定するものとする。ただし、第26条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定により届け出られた緑化計画の変更前の緑化計画がこの項本文の規定により既に認定されているときは、この限りでない。 2 知事は、前項の規定により認定された緑化計画のうち、特に優良と認められるものを優良な緑化計画として認定することができる。 (勧告) 第28条 知事は、第26条第1項又は第2項の規定による届出をしない者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。 2 知事は、第26条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化計画について、緑化基準に	別表第3の2（第25条関係） <table border="1"> <tr> <th>緑化の方法</th><th>緑化面積の算定方法</th></tr> <tr> <td>生け垣の植栽</td><td>生け垣の水平投影の長さの合計に生け垣の高さを乗じて得た面積</td></tr> <tr> <td>高さ4.0メートル以上の樹木の植栽（生け垣の植栽を除く。）</td><td>樹木の高さの10分の6の長さを直径とする円の面積</td></tr> </table> 備考 一 生け垣とは、接道部における樹木の植栽による垣をいう。 二 生け垣の高さは1.0メートル以上とし、その算定方法は、知事が別に定める。 (緑化計画変更届出書) 第27条 条例第26条第2項（条例第26条の2において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 条例第26条第1項の規定による届出をした者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地） 二 敷地面積又は接道部の長さ 三 次に掲げる事項のうち、条例第27条第1項の規定による緑化計画の認定に影響を及ぼす事項 イ 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積 ロ 接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ ハ 接道部における出入口の部分に係る長さ ニ 別表第三樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積 ホ 緑化面積 ヘ 接道部における緑化を行う部分の長さ ト 樹木の植栽により緑化を行う敷地における成木の高さが通常2.5メートル以上の樹木の本数 2 条例第26条第2項の規定による変更の届出は、様式第8号の届出書を提出して行わなければならない。	緑化の方法	緑化面積の算定方法	生け垣の植栽	生け垣の水平投影の長さの合計に生け垣の高さを乗じて得た面積	高さ4.0メートル以上の樹木の植栽（生け垣の植栽を除く。）	樹木の高さの10分の6の長さを直径とする円の面積
緑化の方法	緑化面積の算定方法						
生け垣の植栽	生け垣の水平投影の長さの合計に生け垣の高さを乗じて得た面積						
高さ4.0メートル以上の樹木の植栽（生け垣の植栽を除く。）	樹木の高さの10分の6の長さを直径とする円の面積						

適合しないと認めるときは、当該届出を行つた者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (緑化の完了報告) 第29条 緑化計画に基づく緑化を完了した者は、遅滞なく、知事にその旨及び実施した緑化の内容についての報告（以下この条及び次条において「緑化完了報告」という。）をしなければならない。 2 知事は、緑化完了報告をしない者に対して、当該緑化完了報告を行うことを勧告することができる。 3 知事は、緑化完了報告に関する緑化の状況の確認のため必要があるときは、その職員に、当該緑化完了報告に係る敷地又は建築物に立ち入らせることができる。 4 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。 (緑化計画の認定の取消し) 第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第27条第1項又は第2項の認定を取り消すことができる。 一 第26条第2項（第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る緑化計画（変更前の緑化計画が第27条第1項の規定により認定されているものに限る。）が、緑化基準に適合していないとき。 二 緑化完了報告の内容が緑化計画と異なるとき。 三 緑化完了報告の内容が確認できないとき。 四 前条第2項の規定による勧告によつてもなお、緑化完了報告を行わないとき。 (創出した緑の維持管理) 第31条 この章の規定により緑を創出した者は、当該創出した緑の適切な維持管理に努めなければならない。	(緑化完了報告) 第28条 条例第29条第1項の規定による緑化完了の報告は、様式第9号の報告書を提出して行わなければならない。
--	---

第4章 雑則 (適用除外) 第32条 第3章の規定は、次の各号のいずれかに該当する区域については、適用しない。 一 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域 二 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定により定められた緑化地域及び同法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域 2 前項に定めるもののほか、市町村が定める緑化に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。 (委任) 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第5章 罰則 第34条 第11条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。 第35条 第10条第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項又は第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第10条第5項の規定に違反した者 三 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 四 第12条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	(適用除外) 第29条 条例第32条第2項の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="826 416 1386 790"> <tr> <th>市町村</th><th>条例の規定</th></tr> <tr> <td>さいたま市</td><td>第3章</td></tr> <tr> <td>川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市</td><td>第26条の2並びに第26条、第27条、第28条第1項、第29条、第30条及び第31条（第26条の2に係るものに限る。）</td></tr> </table> (知事に提出する書類の部数) 第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とする。	市町村	条例の規定	さいたま市	第3章	川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市	第26条の2並びに第26条、第27条、第28条第1項、第29条、第30条及び第31条（第26条の2に係るものに限る。）
市町村	条例の規定						
さいたま市	第3章						
川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市	第26条の2並びに第26条、第27条、第28条第1項、第29条、第30条及び第31条（第26条の2に係るものに限る。）						

附則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 20 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守る条例（以下「旧条例」という。）第22条第1項又は第2項の規定により締結されている緑の保全及び緑化に関する協定については、旧条例第22条第3項の規定は、なおその効力を有する。 （中略） 5 改正後の第3章（第25条を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築物の建築等に関する申請がされる建築物の敷地の区域について適用する。	附則（平成 17 年 4 月 5 日規則第 108 号） この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定（「第9条第7項第3号」を「第10条第7項第3号」に改める部分及び第12条を第13条とする部分を除く。）及び第13条第5号2の改正規定は、公布の日から施行する。
附則（平成 23 年 3 月 18 日条例第 18 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改正後のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（次項及び附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、施行日前に同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物の建築等を行おうとする者については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 26 条の規定による届出を行っている者が、施行日以後に新条例第 26 条第 2 項の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。 4 新条例第 27 条、第 28 条第 2 項及び第 30 条第 1 号の規定は前項の規定による届出に係る緑化計画について、新条例第 28 条第 1 項の規定は前項の規定による届出について、それぞれ準用する。 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	附則（平成 23 年 4 月 5 日条例第 38 号） 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。 2 改正後の第 25 条、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物については新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。 （中略） 附則（平成 28 年 9 月 23 日規則第 69 号） 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 29 条の規定は、この規則の施行日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。 附則（平成 30 年 9 月 28 日規則第 54 号） 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

各種届出・相談先

敷地の所在地の区域を所管する県の環境管理事務所へご相談ください。緑化計画届出書等のご提出先も、同環境管理事務所になります。なお、以下の場合については各市役所の担当部署にお問い合わせください。

- さいたま市で建築行為を行う場合。
- 次の市で建築行為を行う場合かつ、敷地面積が 3,000 m²未満となる場合。

川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市、ふじみ野市



1	埼玉県中央環境管理事務所 地域環境担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎 3 階） Tel.048-822-5199 Fax.048-822-5139
2	埼玉県西部環境管理事務所 地域環境担当	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟 4 階） Tel.049-244-1250 Fax.049-246-7885
3	埼玉県東松山環境管理事務所 地域環境担当	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎 2 階） Tel.0493-23-4050 Fax.0493-23-4114
4	埼玉県秩父環境管理事務所 自然環境担当	〒368-0042 秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎 2 階） Tel.0494-23-1511 Fax.0494-23-6679
5	埼玉県北部環境管理事務所 地域環境担当	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎 3 階） Tel.048-523-2800 Fax.048-526-3949
6	埼玉県越谷環境管理事務所 地域環境担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎 3 階） Tel.048-966-2311 Fax.048-966-5600
7	埼玉県東部環境管理事務所 地域環境担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 Tel.0480-34-4011 Fax.0480-34-4785



県WEBページ

◀ 「優良緑化計画」認定状況もこちらからご覧ください。

緑化計画届出制度により県に届出のあった緑化計画の中から、他の模範となる緑化を行い、維持管理が良好なものを「優良緑化計画」として認定しています。また、特に優れた計画については、「彩の国みどりの優秀プラン賞」として表彰を行っています。



埼玉県環境部みどり自然課

令和7年3月発行

〒339-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

a3140-13@pref.saitama.lg.jp



さいたまっち・コバトン